

茨城県ボランティアU.D監視員制度設置要項

(趣旨)

第1条 県は、産業廃棄物の不法投棄等の監視に協力できるとして申し出のあった者をボランティアU.D.監視員台帳(以下「監視員台帳」という。)に登録し、茨城県ボランティアU.D.監視員(以下「監視員」という。)、茨城県ボランティアU.D.協会監視員(以下「協会監視員」という。)又は茨城県ボランティアU.D.県庁監視員(以下「県庁監視員」という。)と称することを認めることで自発的活動を促進し、もって、県民の関心を高めるとともに不法投棄の早期発見を図るものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「不法投棄等」とは、廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号)で必要とされる許可を取らずに埋め立て処分すること、農地や山林に棄てること、処分に類する保管をすること及び野外で焼却することをいう。

(台帳登録)

第3条 知事は、監視員については広く募集し、応募者のうちから、市町村長の推薦のあった者について監視員台帳に登録する。

2 知事は、協会監視員については、産業廃棄物について理解と知識を有し、不法投棄の発見等の活動を円滑に実施できる者として、一般社団法人茨城県産業資源循環協会会長又は一般社団法人茨城県環境保全協会理事長の推薦のあった者のうちから、監視員台帳に登録する。

3 知事は、県庁監視員については、茨城県庁に勤務する者であって、登録を希望する者のうち、その者が勤務する所属長から推薦のあった者について監視員台帳に登録する。

(登録証の交付)

第4条 知事は、前条の登録をしたときには登録証(様式第1号)を交付するものとする。

(定数)

第5条 監視員、協会監視員及び県庁監視員(以下「監視員等」という。)の定数は、500名程度とする。

(登録の有効期間)

第6条 監視員台帳登録の有効期間は、監視員及び県庁監視員はおおむね1年、協会監視員はおおむね2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、県庁監視員については、本人等から活動を止める旨の申し出がない場合については、引き続き1年間継続するものとする。

(監視員の心得)

第7条 監視員等は、次に留意して自発的に活動を行うものとする。

- (1) 不法投棄等の発見に努め、発見したときは通報しなければならないこと。
- (2) 不法投棄等の防止について啓発すること。

- (3) 県や市町村の行う不法投棄等の防止に関する行事に積極的に参加すること。
- (4) 監視員等は、この監視活動から得た情報をもって、自己の営業活動に利し、又は他者の営業活動を妨害してはならないこと。
- (5) 監視員等は、いかなるトラブルをも避けるため、細心の注意をもって監視活動を行い、直接に不法投棄等を行っている者及びその関係者（以下「不法投棄者等」という。）に接してはならないこと。

（身分証）

第8条 監視員及び協会監視員は、監視等の活動をする場合においては、茨城県ボランティアU. D.（協会）監視員手帳を常に携帯し、関係人から請求があったときは、ボランティアU. D.（協会）監視員の証（様式第2号）を提示しなければならない。

2 県庁監視員は、監視等の活動をする場合においては、別途定めるボランティアU. D.（県庁）監視員の証を常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 監視員等は、登録を抹消されたときは、速やかに前項の身分証明書を返納しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 知事は、次の各号に該当する場合には登録を抹消することができる。

- (1) 疾病その他の事由により活動を継続することができないとき。
- (2) 監視員等としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 本人から活動を止める旨の申し出があったとき。

（報酬等）

第10条 監視員等には報酬は支払わない。ただし、監視員には、県が行う行事に参加する場合は交通費を支給するものとする。

（報告）

第11条 監視員及び協会監視員は、3カ月に1回（年4回）活動状況報告書（様式第3号）を知事に報告するものとする。

2 県庁監視員は、別途定める方法により報告するものとする。

3 監視員等は、監視活動を行っているときに、不法投棄者等とトラブルが生じた場合は、ことの些細にかかわらず、直ちに知事に報告するものとする。

付 則

- 1 この要項は，平成10年4月1日から施行する。
 - 一部改正 平成11年4月5日
 - 一部改正 平成13年8月23日
 - 一部改正 平成15年12月1日
 - 一部改正 平成27年7月10日
 - 一部改正 平成29年4月21日
 - 一部改正 平成30年7月1日
 - 一部改正 令和2年3月26日
 - 一部改正 令和5年4月24日